十三　学校法人間の財務取引
十四　重要な後発事象
十五　前各号に掲げるもののほか、財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

第六節　附属明細書

（附属明細書の記載方法等）

第四十一条　法第百三条第二項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は、次に掲げるものとする。

一　固定資産明細書
二　借入金明細書
三　基本金明細書

2　前項の附属明細書は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

3　第一項の附属明細書には、当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

（附属明細書の様式）

第四十二条　次の各号に掲げる附属明細書の様式は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　固定資産明細書　第五号様式
二　借入金明細書　第六号様式
三　基本金明細書　第七号様式

第四章　財産目録

（財産目録の内容）

第四十三条　法第百七条第一項第一号に掲げる財産目録は、当該会計年度末現在（学校法人が成立した日における財産目録は、当該学校法人が成立した日）における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものとする。

（内部取引）

第四十四条　財産目録の作成に当たつては、当該学校法人の収益事業会計に対する投資とこれに対応する収益事業会計の資本との相殺消去その他必要とされる事業相互間の項目の相殺消去をするものとする。

（財産目録の区分）

第四十五条　財産目録は、貸借対照表の区分に準じて資産額と負債額とに区分表示するものとする。

2　資産額に係る項目は、次に掲げる項目に区分するものとする。ただし、第三号に掲げる項目は、学校法人が収益事業を行う場合に限り表示するものとする。

一　基本財産（学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう。）
二　運用財産（学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産をいう。）
三　収益事業会計資産（収益事業に必要な資産をいう。）

［節名を付する。］

（附属明細表の記載方法等）

第三十六条　固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表には、当該会計年度における固定資産、借入金及び基本金の増減の状況、事由等をそれぞれ第八号様式、第九号様式及び第十号様式に従つて記載するものとする。

［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［項を加える。］
［項を加える。］

［条を加える。］

［章を加える。］